

平成 17 年 12 月 22 日

北 海 道 消 費 者 被 害 防 止

ネ ッ ト ワ ー ク ニ ュ ー ス No. 11

[事務局] 北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL 011 - 221 - 0110 FAX 011-221-4210

内閣府も北海道消費者被害防止ネットワークに注目！

内閣府「高齢消費者見守りネットワーク連絡協議会」を立ち上げ

内閣府は、さる12月1日に高齢者の消費者トラブルを防止するために、高齢者の消費者トラブルに関する情報を関係団体で共有し、高齢者の周りの方々に対して悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供を行う仕組みを構築することを目的とした「高齢消費者見守りネットワーク連絡協議会」を設置しました。

当連絡協議会の設置に際して、道立消費生活センターに内閣府から「北海道消費者被害防止ネットワーク」について説明してほしい旨のオブザーバー参加の依頼があり参加することとなりました。

当連絡協議会は平成18年4月から5月を目処に5回開催され、仕組み作りの検討を行ってまいります。皆様の日頃のご労苦が認められうれしく思っております。

また増加傾向にある封書やハガキの架空請求に注意！

昨年度、全国的に相談が激増したいわゆる架空請求が本年度に入り減少傾向が見られ相談件数も落ち着いた感じがありましたが、11月下旬以降再び増加の傾向を見せていますので十分な注意が必要です。

道生活振興課では不当請求を行う事業者の名称、住所、文面等を随時プレスリリースし、ホームページ上で現在、110社以上の情報を提供しています。

対処方法としては、身に覚えのない請求は「無視する」の一言につきますが、判断が付かない場合は道の生活振興課や北海道立消費生活センターのホームページをご参照いただくか、お近くの相談窓口へご相談ください。

各団体ごとにホームページの一覧表や文面を印刷し、傘下の団体や住民の相談並びに広報資料に活用して広く注意喚起をお願いします。

新たに2市1町に3ネットワークが設立されました。

滝川消費者被害防止ネットワークが平成17年11月25日に設立しました。

小樽市消費者被害防止ネットワークが平成17年11月29日に設立しました。

釧路町消費者被害防止ネットワークが平成17年12月2日に設立しました。

[平成17年12月21日現在20市町1管内の21地域に設立されました。]

厳 重 注 意

なくならない振り込み詐欺に一層警戒しましょう！

[各 年 代 層]

[北海道警察本部相談課より]

今年にはいっても、親族、警察官、弁護士などを装い交通事故示談などを名目に現金をだまし取る、いわゆる「オレオレ詐欺」事件や郵便やインターネットなどを用いて架空の事実で現金をだまし取る「架空請求詐欺」事件、実際には融資をしないのに融資を申し込んできた者から保証金をだまし取る「融資保証金詐欺」事件のいわゆる「振り込み詐欺」の相談件数が衰えを見せていません。各地域の老人クラブや町内会、大学・専門学校など団体ごとに今一度、一層の注意を呼びかけましょう。

平成17年10月末現在における相談受理及び事件認知状況

振り込み詐欺(恐喝)形態	相談受理件数	事件認知件数
オレオレ詐欺	988(件)	334(件)
架空請求詐欺	5,397	41
融資保証金詐欺	1,213	88
計	7,598	463



注 意 点

[オレオレ詐欺]

不審な電話がかかってきても慌てず落ち着き、電話を切った後、必ず本人に確認しましょう。

本人確認ができないときは、送金する前に家族や警察に相談しましょう。

[ヤミ金融や有料サイト等の不正請求(架空請求詐欺)]

身に覚えがなければ「無視」し、連絡や送金は止めましょう。

自宅に押しかけてきたら、すぐに110番に電話しましょう。

[融資保証金詐欺]

融資申込みの際に保証金を求められても現金の振り込みは止めましょう。

保証金を支払ったのに融資がされず業者との連絡も取れない場合は、業者に関する事項、振込先等を証明する資料を準備し、警察に相談しましょう。

要 注 意

出会い系サイトや電話を用いたデート商法に注意！

[ターゲット：20歳代]

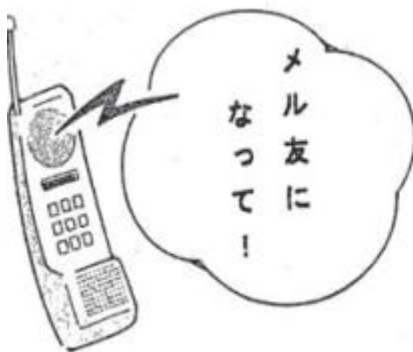
[北海道立消費生活センターより]

出会い系サイトで知り合った男性」や「会社紹介」を騙る女性から電話があり、話しているうちに「メル友になってほしい」と言われ、携帯電話の番号やアドレスを教え、付き合い始めたら高額な宝飾品を次々と契約させられたなどの「販売目的を隠して近づき、強引に宝飾品の契約をさせるデート商法」の苦情が多発しています。十分に注意しましょう。

事 例

ファッション関連の会社を名のる男から「新しくできる支店を紹介したい」と電話あり、話し込んでいるうちに「メル友になってほしい」と言われ、電話やメールを繰り返すうちに親しくなり「付き合ってください」と言われた。

付き合ううちに「私がデザインしたネックレスを見てほしい」と言われて市内のビジネスホテルに連れて行かれ、高額なダイヤのネックレスなどの宝飾品を次々と契約させられた。その後も「指輪をプレゼントしたい。必ず払うので名義を貸してほしい」と言われ貸したが払ってくれない。以前の契約を含め解約したい。



注 意 事 項

出会い系サイトなどでは悪質業者も狙っています。十分に注意しましょう。
知らない会社からの電話は、通常、販売が目的です。私的な会話はやめましょう。
知らない勧誘者から「メル友になってほしい」と言われても断りましょう。
携帯電話の番号やアドレスなど、個人情報には安易に人に教えないようにしましょう。
交際相手から高額な商品の契約を勧められたら「デート商法」を疑いましょう。
販売目的を隠してホテルの一室など公衆の出入りしないところへ誘い込む行為や長時間勧誘する、帰らせてほしいと告げても帰らせない行為は道条例等で禁じられています。
契約させられても悩まずに、すぐ最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

注 目
事業者の電話機等のリース契約がクーリング・オフ対象に！
[対象：農業・漁業・商店などに携わる事業者]

[北海道立消費生活センターより]

近年、農業や漁業・商店などの事業者や、それらの事業を実質的に廃業している人を狙って、電話機などを「デジタル通信になるため今使っている電話機は使えなくなる」、電話代が安くなる」などと事実と異なる内容を告げて高額なリースなどの事業者間契約を結ばせる「悪質な訪問販売」の苦情相談が増加しています。

経済産業省はこの事態を重く受け止め、これらのトラブルの未然防止と早期解決のため、平成17年12月6日に「特定商取引法」の通達を改正し、「事業者等」についても一定の条件でクーリング・オフによる救済が受けられることを明確にしました。

対策の内容

事業者が主に家庭用・個人用に使う目的で、電話機など物品のリース契約などをした場合は、クーリング・オフの適用対象になりました。

リース事業者であっても一つの訪問販売を形成している場合は、「販売業者」と認め、特定商取引法に基づく行政処分の対象になります。



電話機等リーストラブル相談窓口

経済産業省消費者相談室	電話 03-3501-4657
北海道経済産業局消費者相談室	電話 011-709-1785
中小企業庁中小企業相談室	電話 03-3501-4667
北海道経済産業局中小企業課	電話 011-709-1783
中小企業・ベンチャー総合支援センター「阿でも相談ホットライン」	電話 0570-009111